

真庭市立北房小学校 いじめ問題対策基本方針

令和3年4月 策定

いじめに関する現状と課題

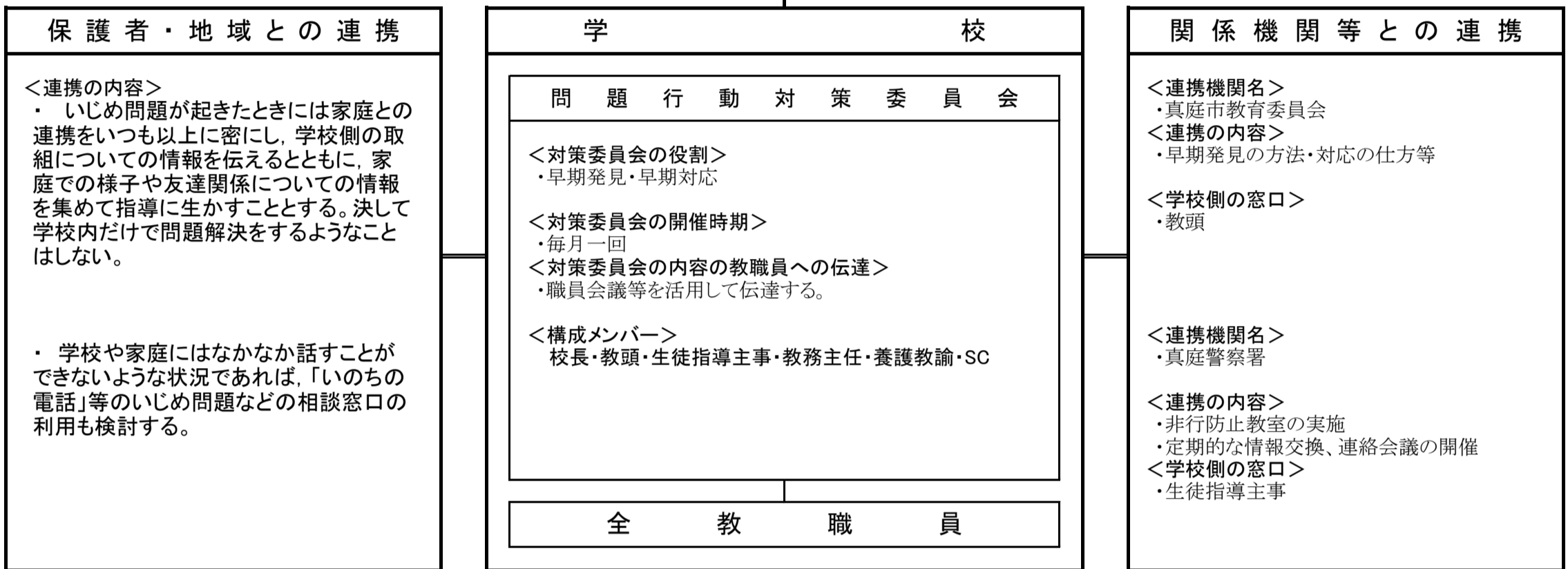
本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ問題」の根絶を目的に策定するものである。現在、不登校児やいじめを未然に防ぐため、児童理解に努め未然防止の取り組みをより強く推進するために、他の分掌組織と連携して学校をあげた横断的な取り組みをしていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

<重点となる取組>

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を確保するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。</p> <p>(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。</p> <p style="padding-left: 20px;">① 人権週間の取り組み ② 道徳教育の充実 ③ 特別活動の充実</p> <p>(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。</p> <p style="padding-left: 20px;">① 一人一人が活躍できる学習活動 ② 人との関わりを身につけるためのトレーニング活動</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 安心して自分を表現できる年間計画の作成 ④ 人とのつながる喜びを味わう体験活動</p>
②	早期発見	<p>ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないすどい感覚を身につけていくことが必要である。</p> <p>イ おかしいと感じた児童がいる場合に朝礼や職員会議の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で該当児童を見守る。</p> <p>ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談週間」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。</p> <p>エ 教育相談週間を設定し、「学校生活に関するアンケート」をもとに、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。また、保護者の教育相談日を設定し保護者からも情報を得る。</p> <p>オ ネットいじめの対応 携帯電話等の所持をできれば禁止するよう保護者に協力を仰ぐ。また講演会の設定や保護者会などでの学級活動を利用して、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性や危険性についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方についての指導の様子を参観してもらう。家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。</p>
③	いじめへの対処	<p>発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、真庭市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。</p> <p>問題解決への対応</p> <p>(ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定)</p> <p>(イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成</p> <p>(ウ) 関係保護者、教育委員会、真庭警察署等関係機関との連携</p> <p>(エ) PTA役員及び会員との連携</p> <p>(オ) 関係児童への指導</p> <p>(カ) 関係保護者への対応</p> <p>(キ) 全校児童への指導</p>